

平成25年第4回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成25年9月25日  
午前9時45分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（14名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員

14番 木澤正男

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田眞規

---

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 決算審査特別委員長報告について
- 日程 5. 議員定数検討特別委員長報告について
- 日程 6. 各常任委員会の先進地視察について
- 日程 7. 議会運営委員会の先進地視察について
- 日程 8. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 9. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 議会運営委員長報告について
- 追加日程 2. 発議第 6 号 「(仮称) 青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 7 号 道州制導入に反対する意見書について
- 追加日程 4. 議員定数検討特別委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 5. 研修会への参加派遣について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前9時45分 開議 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、木澤議員から欠席の通告を受けております。

よって、これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定いたしましたとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月13日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

初めに、本会議からの付託であります（1）認定第2号 町道認定について、理事者から説明を受けました。

その内容は、認定に付すべき路線、町道4061号線、斑鳩町龍田南4丁目509番1先を起点とし、同所495番25先を終点とする道路と、町道4062号線、斑鳩町服部2丁目109番12先を起点とし、同所109番18先を終点とする道路の2路線について、町道認定についての説明がありました。

委員より、町道整備についての質疑があり、今回、町道認定の中で、開発や町道認定をしていこうとした先に、未認定の部分があった場合、拡幅や底地の整理ができてない部分があれば、そのときに合わせて整備を行っていきますとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、認定第2号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて審査を行いました。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告がありました。

その内容は、最初に、下水道工事進捗状況については、事前委員会で報告いたしました内容から特段変わりなく、工事を進めているとのことでした。

次に、公共下水道接続申請状況について、平成25年8月末の状況ですが、7月の事前委員会で報告いたしました状況から13件の接続申請があり、平成25年度に入り、96件となり、申請総数が2,811件、利用世帯総数が3,197世帯、16世帯増となっています。

また、接続率は、事前委員会より0.3%ふえ、65.1%です。

なお、融資あっせん利用件数及び浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、事前委員会に報告した件数から変わらないとのことでした。

委員より質疑をお受けしたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件については、委員会として説明を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて理事者の報告を受けました。

まず、いかるがパークウェイについて、工事の関係では岩瀬橋西詰交差点において、工事実施に伴う迂回路の確保をしながら、交差点付近において必要な擁壁や排水構造物の設置工事等が実施されています。

次に、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等についての地元調整の状況で、9月11日に紅葉ヶ丘自治会関係役員の方々に奈良国道から道路構造に関する説明がなされ、地元との協議が進められているという状況です。

また、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの間では、今年度から計画的に用地買収を進められていく準備作業が進められている、ところが、一部の地権者から早期に用地の買取り請求の申し出があり、その対応といたしまして、関係する2件の方につき、用地取得に必要な建物等の物件補償調査を奈良国道の方で実施されるとのことでした。

続きまして、法隆寺線整備事業では、国道25号取付け部分において残っております1件の関係につきましては、前回の委員会以降、特に主だった進展はないとの報告がありました。

委員より、岩瀬橋西から三室交差点までの整備における地権者の方との用地交渉と合意の状況について質疑があり、今後、用地買収に向けて、用地の土地の境界の立会いを行い、用地測量を実施、その後、各地権者と物件の調査を行っている。

また、地権者との合意の状況について、以前に地権者全員を訪問し、用地交渉の協力についてお願いをしているとの答弁がありました。

さらに委員から、岩瀬橋西の交差点の道路整備におけるガードマン配置等について質疑があり、ガードマンの配置の時期については、信号機の切替えがまだ行われてなかつ

た状況で、交差点の安全の確保のため、ガードマンを夜間も含めて早朝もついているとの答弁があり、さらに他の委員から、ガードマンの認識についての要望がありました。

また、委員より、法隆寺線の国道25号取付け部分における地権者との交渉の進展と代替地の報告について質疑があり、現在、駐車場関係、相手方から施設の配置計画を基に、検討の作業等を行っており、今後、具体的な話を進めていきます。また、代替地の報告については、委員会の方に、以前に、公民館の用地、建物の西側で駐車場用地として代替地の検討を進めているとの報告をさせていただいており、ただいま、土地等の交渉中で、もうしばらくお待ちいただきたいとの答弁がありました。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を受けました。

駅北口から南北の町道312号線、仮称5号線、その整備の関係について、前回委員会の報告で、路線東側で残っている1件について契約を締結し、9月10日より物件の撤去作業に着手されています。今後、使用物件が撤去された後、暫定的にこの部分を整備し、当該部分、南側と同様に歩行者が通行できるよう改良をしていきたいとの報告がありました。

委員より質疑を受けたところ、質疑・意見等はありませんでした。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたしました。

(1) 斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定について、理事者の報告を受けました。

まず、この計画の策定に至った背景の説明がありました。

その内容の概要について、当町の観光形態は、法隆寺を中心とした拠点通過型観光が主流となっており、近年の観光形態である豊富な地域資源を生かしたまちそのものを観光の対象とした、散策・回遊・着地型のまちあるき観光に移行できていないのが現状です。

観光の方々に法隆寺だけではなく、世界遺産のある本町固有の歴史的な町並みや景色を楽しみながら歩いていただくことができるよう、残された歴史的価値のある建物の修復や空き家対策、そして公共施設の整備、歴史的町並みに調和した店舗展開などによる活力ある歴史的空間の整備を積極的に行うことで、その結果、昔の街道筋のように地域の方々に賑わいと活気を取り戻していただき、良好な生活環境と活力ある地域のまちづくりにつなげていきたいと考えています。

また、当町には、世界遺産に登録された法隆寺地域の仏教建造物を初めとした多くの社寺などの歴史的、文化的資源があり、世界遺産のバッファゾーンとなる矢田丘陵の豊かな自然環境と平野部に広がる田園風景、さらにはそれらと一体となって斑鳩の里の景観を形成する地域の人々の営み、その拠点となる歴史的価値のある建物や町並みなど多くの歴史的風致を形成する重要な要素があります。

しかしながら、近年、少子高齢化や商業の集積地域の変化などにより、法隆寺地区や龍田地区の旧街道筋の古くから栄えてきた商店街の衰退とともに、歴史的な町並みやそれらを構成する歴史的な建物も空き家のまま放置されているものが見受けられ、また、老朽化により取壊しされ、周囲の町並みに不調和な建物に変わってきているところがあることから、これまでの先人が守り続けてこられた斑鳩の歴史的風致が失われつつあります。

このような状況の中で、斑鳩町として、斑鳩の里の歴史的風致の価値を再評価し、歴史的資産を維持活用した、歴史まちづくりを進めたいと考えています。

なお、本計画は歴史まちづくり法に基づく計画であり、国すなわち文化庁、農林水産省、国土交通省の3省と協議をしながら策定しており、計画の認定には主務大臣すなわち文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の承認が必要となり、承認後、本計画に位置付けられている事業につきましては、国の様々な補助金が活用できるとの説明がありました。

委員より、斑鳩町歴史的風致維持向上計画書に掲載されている個人名の記載や竜田神社の祭りの内容について指摘があり、これに対し、今後、確認をしていくとの答弁がありました。また、委員より、来年度の4月に計画完成させていく中で、進捗管理と実施計画について質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、各課報告事項については終わり、次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見についてお受けしました。

委員より、町道134号線の高安神社付近の町道認定の経過について、また、プレミアム商品券の取扱店の募集について、商品券の使用期限について、道路の整備計画について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、当委員会として都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し出をしております。

最後に、先進地視察について、委員より、GISについて視察のご希望があり、検

討しましたところ、富田林市を視察先に選ばせていただきました。

富田林は、昨年も効率的な汚水処理施設整備手法について視察を実施していただきましたが、今回は、下水道台帳とGISの取り組みについて、10月29日、火曜日に視察を実施したいと考えております。

なお、閉会中における委員会の所管事務調査として、先進地視察計画のとおり実施したいと思っておりますので、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細については、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いを申しあげ、以上で建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、開会中の9月17日、火曜日に全委員出席のもと、委員会を開催いたしましたご報告をさせていただきます。

まず、1. 付託議案について議題といたしました。その1、議案第38号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。これは、歳入歳出それぞれ2,084万7千円を追加するもので、予算書に基づき、平成25年度の前期高齢者交付金の概算の確定により、国県支出金などの確定と前年度療養給付費負担金などの精算、前年度繰上充用の執行に伴う補正の説明がされました。

委員からは、この補正予算そのものについて質疑はありませんでしたが、国保の広域化の動向についての質疑があり、県が27年を目途に広域的な運営を目指しているが、国は29年に都道府県単位でやっていくようにと示されていることで、これらを整理する協議が行われていることが答弁されています。

2つ目として、議案第39号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。歳入歳出それぞれ3,751万9千円を追加するもので、予算書に基づき、平成24年度の決算に伴う繰越金と各負担金、補助金、交付金などの精算によるものであると説明がされました。24年度の剰余金に伴う制度改正との関係について質疑があり、ヘルパー派遣の状況などについて詳細な答弁がなされております。

3つ目として、議案第40号 平成25年斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。歳入歳出それぞれ86万4千円を追加するもので、予算書に基づ

き、平成24年度決算の繰越しと、出納整理期間中の出入に伴うものであると説明がされました。

補正予算そのものの質疑はありませんでしたが、国保の都道府県主体と後期高齢者医療の広域連合では矛盾が生じないのかという質疑について、県とも関わる問題でもあり一定の答弁がなされております。

以上、3件の付託議案につきましては、全て満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2番目の継続審査についてを議題といたしました。その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて。これについては、ごみ積替え施設整備工事の経過と今後の予定、そして、生ごみ分別収集モデル事業の現在の状況について説明を受けました。

委員からは、1として、大きな機材の搬入に伴う安全確保について、また、搬入のルートについて。2つとして、トレーラーの運行に伴う道路の安全性について。3つとして、紙おむつ用袋の年齢別の配布枚数の設定について。4つとして、生ごみ分別収集のモデル地区の拡大の予定について。以上の質疑・意見があり、一定の答弁がなされております。

なお、ごみ積替え施設整備工事の重要な設備であるダストドラムが設置された後、直ちに現地調査を行うことを確認して、一定の審査をしたということで終わりました。

そして、その他の報告として各課のほうにお聞きしたところ、1つとして、健康対策課から、斑鳩町と畿央大学との包括的な連携協力について。2つとして、福祉課から、あわ保育園の駐車場整備の経過報告について。3つとして、福祉課から、介護保険料の8月特徴での間違いによるその後の事務処理の状況について。以上3件の報告がありましたが、委員からは特段の質疑はありませんでした。

3つ目の議題として、その他について委員から質疑・意見をお受けしたところ、特にありませんでした。

続いて、閉会中の継続審査についての手続きを確認して終わりました。

以上、開会中に行いました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録にまとめておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。



2番、小林副委員長。

○総務常任副委員長（小林誠君） 本日は委員長が体調不良のため、代わりに副委員長が総務委員会の報告をさせていただきます。

それでは、9月18日に総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要について報告をさせていただきます。

初めに、本会議からの付託議案であります、議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、担当課長より説明を受け質疑をお受けしたところ、委員より、財政管理費の備品購入費10万円の補正について、プレミアム商品券の活用による商工業の活性化について、それぞれ質疑、ご意見があり、一定の答弁がされています。本件についてお諮りしたところ、議案第37号については、本委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に陳情第2号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書について、最初に議会事務局長より陳情の趣旨について説明を受けた後、斑鳩町の小・中学校における新学習指導要領に沿った理科教育設備の整備状況について、あらかじめ理事者から説明をお聞きし、その上で審議に入りました。

担当課長からは、本町の理科教育設備整備費等補助金の活用状況について、新学習指導要領の移行に備えるため、平成21年度においては、本事業の補助金を活用し、新学習指導要領に対応した理科備品の購入や老朽化した理科備品の更新を既に行っている。また、平成25年度においては、小・中学校で新たに必要となった備品については本整備補助金を活用し購入している。なお、平成26年についても、補助金事業に該当する理科備品があれば活用していきたいとの説明があり、考え方が示されました。

説明の後、委員皆様のご意見をお聞きしたところ、いくつかの質疑とともに、斑鳩町としては既にこの要望書の願意は達成しているのでは、趣旨採択という形でいいのではないかと、また、採択して国に意見書を出していくべきなどのご意見をいただきましたが、他の委員より、要望書の趣旨を取り間違えているとの指摘があり、この要望書が出された経緯や背景等も踏まえ再度審査を行った結果、当町としては、もう追加申請する整備が未必要ということから、充実しているということで、この要望書については不採択で結構ではないかのご意見をいただき、本件についてお諮りしたところ、斑鳩町における新学習指導要領に沿った理科教育設備の整備が既になされており、本陳情書については、願意が達成しているということから、陳情第2号については、当委員会として満場一致で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について、議会事務局長より陳情の趣旨について説明を受け、委員皆さまのご意見をお聞きしたところ、スマートフォンの関係で、青少年、少女も含めていろいろな事件に巻き込まれているというニュースがたびたび起こる現代、陳情者の思いを尊重し、採択して意見書を提出すべきという意見と、もう一つ、子どもたちを守り、また導いていくことが、今までおろそかになっていたように思う。子ども達の未来が日本の未来であり、また、斑鳩町の子ども達が斑鳩町の将来であるという考えからも、この陳情書を採択し、意見書を提出すべきとのご意見がありました。

本件についてお話ししたところ、陳情第3号については、満場一致で採択すべきものと決しました。

また、陳情が採択されたことにより、意見書の発議についてとりまとめを行うに当たり、総務委員長のほうから、表決権はないが陳情第3号については賛成できない立場であるとの意見が申し出され、できれば委員会発議ではなく議員発議で行っていただきたいとの旨の申し出がありました。

委員からは、全会一致で採択されたものであり、委員会発議にすべきとの意見が出されましたが、今回については、委員長が反対であるとの立場に配慮し、意見書の発議については議員発議で行うとの確認をいたしました。

次に、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩町文化財活用センターの運営について、世界文化遺産登録20周年記念事業「法隆寺を未来にたくす―法隆寺昭和大修理展―」については、1,350名の見学者があったことや、また、8月31日、土曜日に行われた「法隆寺昭和大修理―古代技術の解明と復原―」という演題での記念講演については、270名の参加があったことの報告がありました。

続いて、斑鳩考古学講座の開催については、9月29日に勾玉づくり講座を、また、10月6日には斑鳩の古墳めぐりを開催する予定であること。

次に、11月2日から12月1日を開催期間として、秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の銅鏡展―鏡副葬の意義をさぐる―」の開催を予定しており、この展示会とあわせて、11月2日と3日の2日間で藤ノ木古墳の石室特別公開を予定していることなどの報告がされました。

続いて、史跡中宮寺跡の整備については、引き続き実施設計の作成を行っており、現

在行っている具体的な作業としては、現地形を生かした整備を行う敷地東側の造成方法の細部調整、塔基壇や金堂基壇部分における復元礎石の再現手法、また、トイレ・ベンチなどの便益施設のデザインなどの細部における検討を行っているとの報告がありました。

報告に対し、質疑をお受けしましたが、質疑等はございませんでした。

以上が、継続審査案件に関する審査の概要です。

次に、各課報告事項についてを議題とし、理事者の報告を求めました。

1点目として、斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、担当課長より、8月の委員会で指摘があった部分について改めたものであるとの報告があり、質疑をお受けしたところ、委員より、今後この要綱にのっとってきちっとやってほしいとの意見が出されました。

次に、2点目として、第4次斑鳩町行政改革前期実施計画について、担当課長より報告があり、質疑をお受けしたところ、委員より、防犯灯のLED化について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、3点目として、災害時における相互応援協定について、担当課長より、大規模災害の発生に備え、まず近畿圏での防災協定締結に向け積極的に取り組んでいるとの基本的な考え方とともに、和歌山県西牟婁郡上富田町の概要について、滋賀県愛知郡愛荘町の概要について、京都府与謝郡与謝野町の概要について、それぞれ報告があり、質疑をお受けしたところ、委員より、1つとして、これら3町と斑鳩町の関係性について、2つとして、クロネコヤマトの防災・応援協定についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がされるとともに、町長より、できる限り多くのところと災害協定を結んでいきたいとの考え方が示されました。

次に、4点目として、町民プールの利用状況について、担当課長より報告があり、質疑をお受けしたところ、委員より、当町の入場料と近隣の町民プールの入場料について質疑があり、理事者より、斑鳩町の町民プールの入場料は、大人が350円、中学生以下の子どもが100円となっている。生駒市では、午前の部では、大人が200円、子どもが100円、午後の部では、大人が300円、子どもが200円となっているとの答弁がありました。

これに対し、委員より、代表監査委員さんより施設の維持管理費について決算審査で指摘があったことから、赤字を減らすことについて研究してほしいとの意見がありました。

次に、5点目として、奈良県消防広域化の状況について、担当課長より、今年9月3日、火曜日に第12回奈良県消防広域化協議会が開催され、37市町村長による奈良県広域消防組合の設立に関する協議書及び奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書についての調印が行われ、奈良県広域消防組合を設立することについて正式に合意がなされました。

なお、今年12月に予定されていた設立時期につきましては、財務や給与システム構築の遅れも考慮し、平成26年4月1日に延期することで承認されましたとの報告があり、特に質疑等はありませんでした。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員の皆さまにお聞きしたところ、委員より、1つとして大阪で問題となった避難勧告メールについて、2つとして地域集会所建設にかかる坪単価について、3つとして子ども模擬議会での防犯灯設置を求める質問への対応について、4つとして自治会の範囲について質疑があり、理事者より、大阪市の避難勧告メールは文字数に制限があるが、斑鳩町の防災情報メールには文字数の制限はないこと。また、地域集会所建築にかかる坪単価については、建築費が高いか安いかを判断する根拠を示せるように基準の検討を行っていきたい。また、防犯灯設置を求める声に対しては、現場も確認し対応していく。また、自治会の範囲についても一定の答弁がありました。

以上で、その他についても終わり、閉会中の継続審査案件と先進地視察についても確認をして終わりました。

以上が、開会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめさせておりますので、ご一読いただきますようお願いをいたしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○決算審査特別委員長（嶋田善行君） 去る9月9日、10日、11日の3日間にわたり、本会議から付託を受けました認定第3号から認定第8号までの計6案件についての審査を行いましたので、その概要と審査結果についてご報告いたします。

まず最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けました。議員皆さんも既に読まれておられる平成24年度決算審査意見書を踏まえ、約1時間にわたり詳細なご報告をいただきました。

続きまして、会計管理者より平成24年度決算収支の状況についての報告がなされました。平成24年度の一般会計の決算額は、歳入決算89億3,582万6千円、歳出決算83億3303万3千円で、形式収支6億279万2千円、実質収支で5億6,273万6千円の黒字決算であるが、前年度繰越金6億3,375万4千円を引く単年度収支では7,101万8千円の赤字、さらに、基金積立額を加えた実質単年度収支は6,819万8千円の赤字となる。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額30億5,025万5千円、歳出決算額35億549万1千円で、4億5,523万6千円の赤字。

次に、大字龍田財産区特別会計は、歳入決算額316万9千円 歳出決算額40万円で、収支差引276万9千円の黒字。

公共下水道事業特別会計では、歳入決算額13億319万1千円、歳出決算額13億305万6千円で、13万5千円の黒字。

次に、介護保険事業特別会計では、歳入決算額18億6,639万3千円、歳出決算額18億3,047万7千円で、3,591万6千円の黒字。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額3億1,488万8千円、歳出決算額3億1,483万8千円で、5万円の黒字決算とのことでした。

続きまして、財政健全化判断比率の報告であります。実質赤字比率及び連結赤字比率は黒字決算であるため問題なく、実質公債費比率は7.1%、将来負担比率は21.8%となり、早期健全化基準を大きく下回っており問題ないとのことでした。

続きまして、一般会計歳入全般について説明を受け、その後、一般会計歳出及び各特別会計ごとにそれぞれ説明を受けた後、質疑を行って審査を進めました。

当委員会の本件認定事案を審査するに当たり、24年度事業の仕分けの見地を含めて臨み、委員からの質疑意見は200問近くにも及びましたので、本報告では省略させていただきますが、ぜひとも会議録をご覧いただきたいと思います。

審査の結果としましては、認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については賛否の討論の後、賛成多数で認定すべきものと決しました。認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3議案は、満場一致で認定すべきものと決しました。認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第8号 平成24年度斑鳩町

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は、賛否の討論の後、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上が、3日間の審査の概要であります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5．議員定数検討特別委員長報告について、議員定数検討特別委員長の審査結果報告を求めます。

3番、中川委員長。

○議員定数検討特別委員長（中川靖広君） それでは、6月定例会において本会議から付託を受けました、発議第4号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について審議するため、委員会を開催いたしましたので、その概要について報告をさせていただきます。

なお、議長を除く全議員の委員会でもございますので、今回は、審議内容につきましては省略をさせていただき、審議経過だけを簡潔に報告させていただきたいと思っております。

特別委員会は、去る8月26日と9月18日の2回にわたり開催し、いずれの委員会においても、委員皆さまから賛成のご意見、反対のご意見など種々ご意見を賜りました。また、発議者へのご質問などいただいたところです。

私、委員長といたしまして、この審議の経過を踏まえ、この9月定例会において結論を出すことは妥当でないと判断いたしましたので、9月の委員会の冒頭に申しあげましたように、12月の定例会中に結論を出していただきたい旨を申しあげ、委員皆さまのご了承を賜ったところでございます。

このようなことから、本日、閉会中の継続審査の申し出をしておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

以上が、特別委員会の概要です。

詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ここでお諮りいたします。

皆さまのお手許に配布いたしております、追加日程1．議会運営委員長報告についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1 を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、追加日程 1. 議会運営委員長報告について、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。

8 番、小野委員長。

○議会運営委員長（小野隆雄君） それでは、本定例会初日に本会議から付託を受けました陳情第 4 号 道州制導入に反対する意見書についての審査の概要と結果をご報告いたします。

9 月 19 日全委員出席のもと、まず初めに議会事務局長の説明を求め、委員皆様のご意見をお聞きしました。また、陳情者は奈良県町村議会議長会の会長であり、現在、中西議長は奈良県町村議会議長会の副会長でもあることから、特に中西議長のご意見も求めました。その結果、採択・不採択の両方のご意見があり、討論を行うことにしました。

まず、反対意見として、道州制は明治以来のこの国のフルモデルチェンジであり、賛否両論があつて当然だと考えております。広域連合というものについては、都道府県の上に広域行政を作ることになるので反対ですが、都道府県を廃止して、それに代わる新しい広域自治体としての道州政府を作るとは、日本の未来を見据えた統治機関のスリム化でもあります。また、今の府県制度では、将来的には空洞化する懸念もあります。やはり将来の日本には、より広域的な地域政策や戦略が重要で、広域化へ今からの議論が必要です。問題は、本当にこの道州制構想が豊かな自治を実現できるかにあり、何を実現するための制度なのか、今から、これから問うていかなければいけないという今の段階で、今回の道州制導入に断固反対する意見書を提出することに反対することから、この陳情書は不採択。

また、賛成意見としては、この道州制については、これまで全国の町村議会議長会として町村議会議長全国大会や、都道府県会長会で絶対に導入しないということを決し、政府や国会に要請してきたにもかかわらず、政府与党や、また、野党である維新の会、みんなの党などによって国会審議が進められようとしています。この道州制の導入自体、住民自治の衰退を招くものであり、認めることのできない大きな問題であると考えています。

さらに、こうした地方を無視した政府や各党の導入ありきのやり方に対し、各地方議会から足並みを揃えて反対しようという議長会の呼びかけに賛同し、政府・国会に対して意見書を上げるべきであることから、この陳情書は採択との意見がありました。

討論を終結し、採択することに賛成の委員の挙手を求めた結果、挙手多数であり、陳情第4号については当委員会として賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、この陳情書で求めておられる意見書について、発議方法、意見書の文面などどのようにするのか、委員皆様のご意見を求めました。委員から、本会議からの付託案件を委員会において審議した中で、賛成多数で採決したということであれば、本来であれば委員会発議も視野に入れていいのではないかなとは思いますが、総務常任委員会で表決には加わっていないが反対である委員長から議員発議の申し出があり、そのことを委員会です承し議員発議されることもあり、当委員会も今回は議員発議での意見があり、今後の委員会発議については、自治法の改正された趣旨を尊重しながら、反対者にも配慮した取扱いを斑鳩スタイルとして確立していくことを確認して、当委員会としては、議員発議をもって意見書を提出することに決しました。

以上が、本会議から付託を受けました陳情第4号 道州制導入に反対する意見書についての審査の概要と結果です。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第38号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、満場一致で可決いたされました。



続いて、議案第39号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第40号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第2号 町道認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 認定第3号 平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

これまで、小・中学校の30人学級の学年の拡大や保育所の整備などを初め、非常に評価できるところがあるということは認識しているものの、問題があるものについて述べさせていただきたいと思います。

まず、1つとして、斑鳩の里ふるさと秋まつりについてですが、以前から法隆寺地域では強く反対しているところがあり、神事として純粋に地域の行事としてやりたいとい

う思いも強く、実行委員会の段階からかなりもめていた上に、まつり当日も会場の本部テント前で言い争うという場面がありました。

さらに、政教分離の問題も言われてきて、補助金を公金で出していることについても問題視されてきていたこともありました。

私は、盛り上がるイベントとして、子ども主体のものにすれば、親もおじいちゃん、おばあちゃんも来て、人はたくさん参加するという提案も以前にしたことがあります。

ぜひ、子どもフェスティバルのようなものに切り替えていっていただきたいというふうに思っております。

また、2つ目として、学童保育についてですが、7時までの時間延長を望む声があるけれども、何度もその声を届けているが、前進していないことは残念です。

隣の平群町では、いよいよこの年に7時までになりました。子育て支援はトップを走っていると思っていたが、前進できなかったことについては、町のやる気がないというふうな姿勢に見えることを申しあげておきたいと思います。

3つ目としては、幼稚園の運営についてですが、教頭を一度に一般職に異動させた後の体制につきましては、いろいろ意見を言わせていただいておりますが、いまだ改善がされていない状況の中で、町の考え方に不信感を覚えております。また、特に東幼稚園などでは、うれしいことなのですが、入園希望者が多く、教室が足りないということで他の幼稚園に回ってもらうというようなことがたびたび行われており、また、30人学級の要望も多い中で今後の展望が見られないことについては、残念に思っております。

4つ目としては、職員の待遇について、また、臨時職員も含んでおりますが、ここ数年にわたって定年退職者も続いてあることから、職員を育成する意味でも少しずつ多目に採用するようにお願いしてきましたが、結局、毎年減り続けています。職員の負担も多くなり、中途退職者も出てくると、大変な悪循環に陥っております。

それにもかかわらず、職員の皆さんは与えられた仕事や住民対応に誠実に向き合って頑張っていると思っております。

また、臨時職員についても、以前いきなり給料を10%カットして以来、一度評判を落としてしまうとロコミで余計になかなか職員の確保ができない状況となっているのではないかということは見逃せません。

また、5つ目として、人権研修のあり方についてですが、公費で派遣している解放保育研究集会を初め、いまだに人権というものの捉え方に偏りがあることについては、もう少し研修の内容について精査していただきたいということを求めたいと思います。

6つ目としては、学校の設備の点検補修・改修などですが、各学校から補修・改修の必要のある事案があった場合は直ちに現場を確認し、運動場使用中に、東小学校で起こったポールが倒れてきたというようなことがないように求めておきたいと思います。

7つ目については、人事考課制度ですが、本当に職員にとってプラスになっているのか、職員が減って業務に追われながら、本当に公平、公正な判断がなされているのか、人が人を評価することについて、制度のあり方について非常に疑問が大きく、改善をされたいというふうに考えております。

8つ目としては、観光事業の取り組みについてです。私は、合併をしないと自分自身も決めてから、観光事業はぜひとも斑鳩町は力を入れるべき事業だというふうにとらえて、これまでいろいろ協力をしてきました。そしてまた、提案もしてまいりました。

地域の人々を巻き込む取り組みや、観光ボランティアを初めとする協力者の方々と意思の疎通を図り、皆で多くの方の知恵、多くの方の力を寄せて、この事業には本当にこれから取り組んでいかなければならないと思います。

私が住む旧村でも、まだまだこの観光の事業についての認識はされておらず、もう少し力を入れていく工夫をすべきであるということを申しあげておきたいというふうに思います。

9つ目としては、パークウェイについてですが、今後、県道大和高田斑鳩線から東側へ、当初からの全体計画に基づいて推進をしていくとのことですが、住宅密集地であり、該当する地域の自治会が強く反対をされており、現実性に乏しい点や住民合意がないという点から、計画の変更が必要なのではないかということ指摘をさせていただきたいというふうに思います。

そして、特に、町長の長期政権の中で住民皆さんの中からもいろいろな声があります。トップダウンの独断専行は改善すべきで、イエスマンをふやすだけではその組織は成長しません。会社でも取締役会での決定が重要です。行政でも重要なことではないでしょうか。

町長の最も大切なことは、最終的な責任と決断です。あとは職員の自主性、創造力、能力、資質向上には何が必要か、職員一人ひとり、みずから考えてもらい、幹部職員の意見を取り入れ、皆で成長する斑鳩町となるようにしていただきたいという願いを込めまして、私の反対意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

12番、辻議員。

○12番（辻善次君） それでは、認定第3号 平成24年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

人口減少、少子高齢化の進行、行政ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況など、社会経済環境が大きく変化する中であって、市町村は住民に最も身近な自治体として日々変化する行政ニーズにこたえていかなければなりません。

こうした中で、町では、平成24年度一般会計予算の執行を通して、町が直面する行政課題に的確に対応されるとともに、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて着実に取り組まれているものと考えております。

その主な取り組みの一端として申し上げますと、子育て・教育では、新たにロタウイルスを加えた予防接種の公費負担、一般不妊治療、不育治療費の新規助成、待機児童の解消を図るためあわ保育園調理室新設等工事や、中学3年生までの子ども医療費助成の継続などの取り組み、健康づくりでは、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の予防制度の拡大、高齢者インフルエンザ予防接種の無料実施の継続などに取り組まれています。

さらに、可燃ごみ処理の民間業者に委託しながらゼロ・ウェイストの考え方を持った脱焼却・脱埋め立てを、新たなごみ処理の方針を掲げ、ごみ減量化、資源化に取り組まれています。

以上のように、町において厳しい環境の中であっても、住民ニーズの把握に努められ、さらに住民福祉の向上を図るため諸施策の推進に真剣に取り組まれているものと考えております。

なお、今、反対者、決算特別委員会でも反対されました職員の残業とか学童保育の時間延長、さらに給食の民営化、パークウェイの推進、臨時職員のボーナスの関係、夏休の関係等、いろいろな反対意見は木を見て森を見ない意見で、町行政全体を判断していないと思っています。

例えば、郵便局での住民票の発行について、過去の利用件数が1日当たり1人程度であり、監査委員から行政サービスの有効性・効率性から行政経費をかけて続けるサービスかとの指摘もされています。また、今、反対者がおっしゃいましたふるさと秋まつりにつきましても、地域で反対ということもありますけども、一部地域であって、全体的にはいろいろ反対もないと。我々自治会についてもやっぱりいろいろ参加もされてますし、そういうことも踏まえながら、それから先ほど、いろいろこれからの地域の活性化ということもありまして、その辺の運営も今後十分やっぱり検討していただきたいと思

っています。

また、町長の長期政権ということでも反対もありましたけど、やはり4年に一度の審判を受けられる、4年の実績をこのまた次の選挙にやっぱり住民の判断をしていただくという審判もあるということで、今、反対者が言われている長期政権についても、いろいろな賛否両論はありますけども、我々としてはやっぱり4年の判断を、実績をやっぱり見ていきたいというふうに考えてます。

最後に、いかるがパークウェイにつきましても、第一地所の関係で言われてますけども、現に三室自治会もかなり反対されておりましたけども、最近になってやっぱり説明会も参加されてきておりますので、その辺も相当粘り強くやっぱり推進に向けて頑張っていたきたいということで、また、来年の3月には稲葉車瀬区間が完成されますけど、引き続き三室交差点までの事業推進に誠意努力されること、また、引き続き斑鳩町の将来を見すえた子育て支援施策の充実に取り組まれることをお願いし、私の賛成意見といたします。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第3号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

当初予算のときにも、私どもは反対をさせていただいております。

それと申しますのは、介護保険が2000年からスタートして、24年度、第5期の計画を策定するに当たり、この保険料が大きく大幅な値上がりというふうになりました。そこにつけ加え、特にこの年には第5期計画ではヘルパー派遣の時間の短縮が行われる、派遣の時間の単位が変えられてしまったという状況がございました。

ヘルパー派遣というのは、ただ単に仕事をするだけではなく、お年寄りの体の状態を見ながら、そして洗濯機を1回、回せば何分かかかるか、それを干すまでに何分かかかるかというような、そういう家事はわからない人たちが作った制度であるというふうに、私は強く感じておりました。

そして、この、1期、2期、3期、4期、5期とききました。そして今まさに6期目のいろいろな状況が話し合われている中で、介護保険制度そのものがどんどん給付を削減しようという方向に向かっております。24年度もそのヘルパー派遣の時間の短縮というのはもちろんそういうものでありましたが、今後、軽度者がサービスを受けられないというような状況、そういう状況が出てくるのではないかと、さらに深くなってくるので

はないか。

それと、私は一番心配しているのは、認知症の対策なんです。この認知症の対策がなかなか介護保険でカバーができにくい。けれども、最も介護保険で必要とする認知症の方の対策、私はそのサービスだと思っております。保険料が一気に891円と上がったものの、そうやってサービスが減らされる。さらに次の計画でもそういうふうになっていくのではないかとというふうに考えます。低所得者対策を、当初、私はやかましく言いましたが、斑鳩町は県下でも一番広い段階、14段階に広げ、町ができる裁量の中でそういう拡充をしていただいておりますけれども、もっと、もっと、いろいろなサービス、介護保険を使わなくてもできるサービスというものの対案を示さなければ、給付だけの切り捨てでは、本当に高齢化社会を支えていくことができないということを、私は深刻に思っております。

この介護保険制度については、町が悪いわけではないということは十分承知をしております。国が介護保険法というものを作って、こういう形になってきて、町ができる裁量というのには少しの幅しかないということもよく承知はしているものの、私は、この制度そのものについて問題があるということについては常に声を上げておきたいという思いから、今回の認定第7号についても、サービスの切り捨ては御免だという立場から反対の意見を表明させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 認定第7号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

団塊の世代が次々と高齢者になり、また、急速に高齢化していく中、要介護認定を受ける方や、また、サービスを受ける方もますます増加傾向にあります。

このような中、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計の決算については、約3,500万円の実質黒字となり、その黒字額を翌年度に繰越しをされておりますが、介護給付費の事業計画の約95%と、また、計画の範囲内で計画値に近い給付量であること、また、第5期介護保険事業計画の初年度であることを考慮すると、介護保険の賦課を含めた保険運営が適正に執行されていると考えます。

また、介護保険制度を円滑に実施するよう、被保険者の資格管理、また、要介護認定、保険料の徴収や保険給付等で制度の定着化に努められております。

また、さらには、要介護や要支援にならないよう、介護予防事業や、特に二次予防事業については運動機の機能向上のための運動指導士が、二次予防対象者に対しまして運動指導を行い、転倒防止、運動機能低下の予防改善をされております。

また、栄養改善においては、管理栄養士が栄養相談を行い、低栄養状態を改善し、生活機能の向上に努められるなど、事業についての展開に努力が見受けられます。

先ほど、反対者、いろいろ介護についての今後の事業をもっと強化してほしいとか、いろいろな形での要望もされております。

今回のこの決算の認定は、やはり決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するものであって、また、各資料に基づいてその行政効果や経済を測定し評価するものでございます。

しかし、今回の決算での反対者は、いつもその理由として介護保険料の改定やそれを含んだ、また、本特別予算に対しまして反対とするのは、単にやはり反対ありきで反対を前提とした反対であると言わざるを得ません。

しかしながら、今、反対者は認知症等の今後の将来において希望をされていることに対しては、私どももやはり町に対してその強化を求めるのが当然でございます。

しかしながら、今回の決算においては、先ほども前段で申しあげましたように、適正に執行されており、反対する理由などは見当たりません。

このようなことから、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成をするものでございます。

議員皆さまには賛同をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第7号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。



13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この後期高齢者医療制度については、制度開始のときから、年齢によって医療が差別化される、また、運営が広域連合、しかも県下全体での広域連合という特殊な運営の仕方ということもあり、私たちは強く反対をし、そしてこの制度自体廃止にするべきだと主張をし続けてきております。

そして、何よりも今回反対をさせていただくのは、やはり保険料が大きく8.06%の値上げとなったことです。でも、これも制度開始のときから2年ごとに保険料がアップする。そして、私たちは当初から、2年ごとの保険料のアップでどんどん保険料が膨れ上がっていくということはもちろん想定をしておりました。だから最初から反対をしていたわけなんですけれども、この年はちょうど2年に一度の保険料の改定が行われております。

高齢化が進み、医療費がかさんでくる。それとともに保険料が設定されて高くなっていく。そしてどうでしょうか、年金はだんだんと削減をされている。先ほどの介護保険料も上がってきている。非常に高齢者の皆さま方は大変な生活の状況となります。裕福な方もいらっしゃるかもしれないけれども、普通の国民年金で暮らしておられる皆さんにとっては本当に大変な状況だと思います。私はもっと、国が責任を持って医療を保証し、国民皆保険をきちんとやっていっていただきたいというふうに考えております。

こういう根本の原因は国にあるとは思うものの、斑鳩町では独自に対応はできるものではないけれども、でも、制度そのものに問題があるという問題意識を常に持って、この会計の処理に当たっていただきたいということを願い、私は反対の立場をとらせていただきたいというふうに思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

12番、辻議員。

○12番（辻善次君） それでは、認定第8号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の認定について、賛成する立場から意見を申し述べます。

後期高齢者医療制度は、県内の全ての市町村で構成された広域連合が運営主体であって、市町村は法令の規定により特別会計を設置し、保険料の徴収事務、その他各種申請の受付けや保険証の引渡しなどを行っているものであります。

決算の認定に反対される方は、その理由として後期高齢者医療保険料の引き上げのことを触れられておられますが、保険料率につきましては、県内の市町村議会、議員及び市町村長から選ばれた議員で構成された広域連合議会で決定されるもので、もとより市町村には保険料を決定する権限は持っていないものであります。

本特別会計の決算の認定に当たっては、この制度の是非の賛否ではなく、予算をどのように執行したかが重要であります。その点から、町においては、町民の最も身近な窓口として、この制度の円滑な運営に努められているところであります。また、会計の執行に当たっても適正に処理されていることが認められるものと考えております。

このことから、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、特段に反対する理由はなく、賛成するものであります。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第8号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、陳情第2号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書についてお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、満場一致で不採択とされました。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程2. 発議第6号 「（仮称）青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書について、追加日程3. 発議第7号 道州制導入に反対する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 2. 発議第 6 号、追加日程 3. 発議第 7 号を日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 2. 発議第 6 号 「（仮称）青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2 番、小林議員

○2 番（小林誠君） それでは、発議第 6 号について、議案書並びに決議内容の文章朗読をもって、提案説明とさせていただきます。

発議第 6 号

「（仮称）青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書について  
標記について、地方自治法第 112 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 25 年 9 月 25 日提出

議 会 議 員

中 川 靖 広

吉 野 俊 明

嶋 田 善 行

小 野 隆 雄

坂 口 徹

小 林 誠

「（仮称）青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書

二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年をめぐる問題は極めて深刻な状況にあります。

これらの問題は、露骨な性描写や残虐シーンを売り物とする雑誌、ビデオ等が氾濫し、さらにはインターネットや携帯電話等の急速な情報通信技術の発展など青少年を取り巻く社会環境は悪化の一途をたどっており、もはや青少年問題という範囲を越えて社会全体の問題であると言えます。

これらの問題に対して、国は「児童福祉法」、各都道府県においては「青少年健全育成条例」等により、規制や保護策を講じ一定の成果を上げてはいるものの、今日では、

その限界が指摘されています。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、一貫性のある包括的・体系的な法整備を図ることが必要です。

よって、斑鳩町議会は、国会及び政府に対し、「（仮称）青少年健全育成基本法」を早期に制定するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月25日

奈良県斑鳩町議会

以上をもちまして、提出説明とさせていただきます。

議員皆さま方のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

13番、里川議員

○13番（里川宜志子君） ただいま提案されました発議第6号について、反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

私は、3人の子どもを育て、今、9人の孫がおり、常に子どもたちの健全な育成を願っている者です。これは間違いありません。けれども、私は自分で考え、悩み、でも自分のポリシーを持って子育てをしてきました。

最終的に自分は何がしたいのか、何になりたいのか、どういう生き方をしたいのか、そういう目標を持ったり自分というものをきちんと見つめることができるように、自分のことは自分ですという自立心、自分の行動に責任を持つということを教えてきました。

こういうことは、法律や条例で定めるべきものではありません。

私は、その子育て、また孫育て、そしてあらゆる斑鳩町に住まいをする子どもさんたちに出会う中、愛情を込めて接してきているつもりです。子育てにはたくさんの愛情が必要です。法律なんかより、ずっと、ずっと愛情が大切だということが基本だと、私は考えております。

人の心や気持ち、考え方、こういうものはどのように育ちますか。法律で育つでしょうか。人間が人間を育ててこそ、健全な育成が望める。法律や条例で育てる、それは私にはどうしても考えられない。そういうふうに思っています。

そして、今、法律よりも何よりも大切なのは、悩んでいる親が、また子どもが、相談できる、相談しやすい、そして周りの大人が頼りになる、そんなシステムがもっと必要であるということです。

私は法律よりそういう取り組み、そういうシステムをどんどん広げていっていただき、皆で子どもを育てていきたい。皆で愛情を込めて、斑鳩町の子育て支援にも力を入れ、健全育成に取り組んでいきたい。こういうふうに考えています。

法律や条例で子どもは育たない、これは私の信念です。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 発議第6号 「（仮称）青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求めることについて、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今日の日本では、信じられないような凶悪な少年犯罪が頻繁に起こるようになってしまっているのが現状となってしまっています。その原因の1つとされている子どもたちを取り巻く環境の悪化は言うまでもありません。

具体的には、ホラーやアダルトゲーム、ポルノコミックなど、過激な性情報や残忍な暴力シーンが簡単に目にできる環境となっております。

つまり、青少年を取り巻く環境は、表現の自由等の考えのもと、一方的な考え方により、あまりにも劣悪のまま放置されていると言わざるを得ません。これからの日本を担う青少年に対しての有害環境をなくすために、意見書に書かれておりますように基本理念や方針等を明確にし、一貫性のある包括的、体系的な法整備を図ることが必要になってしまっていると考えざるを得ません。

このようなことから、「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書の提出に対する賛成意見とさせていただきます。

議員の皆さまのご賛同、よろしく申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、発議第6号については、賛成多数で可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第6号の可決により、陳情第3号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3. 発議第7号 道州制導入に反対する意見書についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） それでは、発議第7号 道州制導入について反対する意見書について、まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第7号

#### 道州制導入に反対する意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成25年9月25日提出

議 会 議 員

宮 崎 和 彦

伴 吉 晴

嶋 田 善 行

坂 口 徹

木 澤 正 男

提案説明につきましては、意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

#### 道州制導入に反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行いました。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところです。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依

然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信しています。

よって、我々斑鳩町議会は、道州制の導入に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月25日

奈良県斑鳩町議会

議員皆さまのご賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、発議第7号 道州制導入に反対する意見書について、反対の立場から意見を申しあげます。

道州制については、大きな制度改革であり、いろいろな分野に影響があることから、国民に理解を求めながら、我が国にとって大きなプラスを生む効果となるよう、努力していかなければなりません。

この道州制は、これまでの中央集権的な日本の統治機構のあり方を改め、住民本位の行政サービスの提供に寄与する地域主権型道州制の導入と、国民目線の政治の行政改革

を実現するものです。

今回の道州制推進基本法案、骨子案の趣旨については、道州制の制度設計を議論する場と手続を定める法律であり、道州制の導入そのものを定めるものではありません。

反対の意見では、道州制ありきの内容で述べられていますが、そうではありません。将来の地域主権をどのような形をとるのか、また、地方や国民の多くの声を十分に聞くことのスタンスこそが重要であると考えます。

また、道州制推進基本法では、道州制導入のあり方について、国や都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治機構の改革であり、国民の合意と協力がなければ到底実現できるものではない。また、まず道州制の全体像を国民に提示し、地方の意見を十分踏まえて、国民的な議論を開始する必要があると記載されています。すなわち、道州制を目指す議論は、あくまでも有効性を失った中央集権体制を乗り越えて、地域の可能性を開花させる、新しい国の形を探る作業であります。

先ほどから、提案者の中で、この道州制導入に対する意見書が述べられました。

確かに、言われるとおりの部分がございますが、その中でもやはりこの動きに対して無視をすとか、また、置き去りをすとか、そういう問題じゃなくして、将来の国の形をどう形づくって将来を展望していくものか、その議論をしていくのが今回のこの道州制に向けた話し合いだと思います。何も道州制ありきのものではないということを申しあげます。

また、この道州制は、国会で議論できるテーマではありません。国民的議論を喚起しながら、さらには幅広い意見を集約し、具体的に繰り広げていくことこそ重要であります。

今後、道州制の議論を進めていく中において、道州制の利点を国民に周知するとともに、また、現場での多くの声を反映させながら議論を進めていかなければなりません。また、議論もしないで反対だけでは、将来の中央集権体制を乗り越えた地域の可能性を開く新しい国づくりの形は作り上げていくことができません。

以上のことから、道州制導入に反対する意見について、反対の意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、発議第7号 道州制導入に反対する意見書について、



賛成の立場から意見を申し上げます。

この道州制については、国民への説明や国民議論がないまま国会審議が進められようとしております。

また、現在の状況の中では、道州制導入後の国の具体的な形が示されていないことや、期限を区切った導入ありきの内容になっていることが問題となっております。

そして、地方分権が進む中、地方自治体の声を聞かずに国が進めようとしており、しかも道州制が導入されれば、その地域に住む住民や自治体にどのような影響があるのかという具体的な調査や議論も行われていないのに、道州導入ありきになっておるように見えて仕方がありません。

すなわち、今の段階での道州制の導入に対しては、各地方議会が足並みをそろえて反対しようという議長会の呼びかけに賛同し、斑鳩町議会からも政府・国会に対して意見書を上げるべきだと考えます。

以上のことから、この陳情を採択することに賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、発議第7号については、賛成多数で可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第7号の可決により、陳情第4号 道州制導入に反対する意見書については、採択されたものとみなします。

続いて、日程6. 各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程7. 議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程8. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程9. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程4、議員定数検討特別委員会の閉会中の継続審査について、追加日程5、研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程4、追加日程5を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程4、議員定数検討特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議員定数検討特別委員長から、委員会における審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りをいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議員定数検討特別委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、追加日程5、研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第19条の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、研修会派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

参加派遣計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認いただきました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成25年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、挨拶を申し上げます。

本定例会では、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算第6号についてなど、22議案を提出させていただいたところ、議員皆さま方には、去る9月2日の初日から本日まで、終始ご熱心にご審議を賜り、全て原案どおり可決、ご承認を賜りまして、深く感謝を申し上げますとともに、それぞれの議案のご審議の中では貴重なご意見やご指摘を賜り、誠にありがとうございました。

心よりお礼を申し上げます。

さて、私ごとで恐縮ではありますが、私が7期目の町政を担う榮譽を与えていただきました任期も残り40日あまりとなり、11月10日をもって任期満了を迎えることになりました。

この間、私はあすの斑鳩町のために全力で町政運営に邁進してまいりました。

これまでの歩みを振り返りますと、各種施策についてもおおむね順調に進捗しており、一定の成果が得られたものと考えております。

これもひとえに、議員皆さま方のきょうまでの変わらぬご厚情のたまものであり、心より感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

私は、6月議会において、愛する斑鳩町のまちづくりへ情熱が続く限り初心を忘れず引き続き町政の発展に尽くしたいと立候補の決意を表明させていただきました。

今後のまちづくりの重要な視点としては、子どもの笑顔が見えるまちづくり、笑顔で元気に暮らせるまちづくり、安全・安心のまちづくり、環境にやさしいまちづくり、快適に住めるまちづくり、歴史文化資源の保全と活用、未来につなげるまちづくりの7つの視点を掲げ、住民皆さまのご支援を賜りながら、私たちのふるさと斑鳩をどこよりも魅力のある、そして住むことを誇りに思えるまちに築き上げ、そして未来に引き継ぐため、職員ともども創意工夫を凝らしながら取り組んでまいりたいと考えています。

現任期中、この議会が最後の議会となりますが、私にお寄せいただきました絶大なご

支援に対しまして、改めてお礼を申しあげまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成25年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（ 午前11時38分 閉会 ）